

栃木県公立学校職員の給与に関する教育委員会規則の 制定及び一部改正について

教育委員会事務局教育政策課

1 改正の趣旨

栃木県公立学校職員給与条例及び会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例が一部改正されたこと等に伴い、規則制定及び改正をするものである。

2 改正の概要

(1) 栃木県公立学校職員の初任給調整手当の支給に関する規則（制定）

栃木県公立学校職員給与条例において新たに第二種初任給調整手当が規定されたため、その支給等について規則を制定するもの。

(2) 会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則（一部改正）

新たに第二種初任給調整手当を規定する。

会計年度任用学校職員の月額報酬者に限られていた期末勤勉手当について支給範囲を拡大し、時間額報酬者も支給対象とする。

3 施行期日

令和8年4月1日

○栃木県公立学校職員の初任給調整手当の支給に関する規則の制定

栃木県教育委員会規則第 号

栃木県公立学校職員の初任給調整手当の支給に関する規則を次のように定める。

令和8年3月 日

栃木県教育委員会教育長 中 村 千 浩

栃木県公立学校職員の初任給調整手当の支給に関する規則

(目的)

第1条 栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号。以下「条例」という。）第8条の3の規定による第一種初任給調整手当及び条例第8条の4の規定による第二種初任給調整手当（第7条においてこれらを「初任給調整手当」という。）の支給については、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

(第二種初任給調整手当の特定額に関して教育委員会が規則で定める職員及び額)

第2条 条例第8条の4第1項の教育委員会が規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、当該職員の特定額（同項に規定する「特定額」をいう。以下同じ。）の算定の基礎となる額として教育委員会が規則で定める額は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。） 当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、条例第7条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額

(2) 条例附則第20項の規定の適用を受ける職員 当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、条例第7条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）

(第二種初任給調整手当の基準額)

第3条 条例第8条の4第1項の在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して教育委員会が規則で定める額は、栃木県の区域にあっては、1,068円とする。

(第二種初任給調整手当の支給期間の終期)

第4条 条例第8条の4第1項の教育委員会が規則で定める日は、特定額が基準額（同項に規定する「基準額」をいう。以下同じ。）以上となった日の前日とする。

(第二種初任給調整手当の支給額)

第5条 条例第8条の4第2項の規定による第二種初任給調整手当の月額は、基準額と特定額との差額に学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成7年栃木県条例第5号。以下この条において「勤務時間等条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じて得た数を乗じ、その額を12で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げた額）（定年前再任用短時間勤務職員にあっては当該額に勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては当該額に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員にあっては当該額に勤務時間等条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

(第二種初任給調整手当の権衡職員の範囲等)

第6条 条例第8条の4第3項の教育委員会が規則で定める職員は、当該職員を新たに採用された職員とみなして同条第1項の規定を適用するとしたならば同項に規定する特定額として算定されることとなる額（以下この条において「権衡職員特定額」という。）が基準額を下回る職員とする。

2 前項に規定する職員の第二種初任給調整手当の支給期間は、同項に規定する職員となった日から権衡職員

特定額が基準額以上となった日の前日までとする。

- 3 前条の規定は、第1項に規定する職員の第二種初任給調整手当の月額について準用する。この場合において、同条中「特定額」とあるのは、「権衡職員特定額」と読み替えるものとする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、初任給調整手当に関し必要な事項は、教育委員会が人事委員会と協議して定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(暫定再任用職員に関する経過措置)

- 2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年栃木県条例第30号)附則第2条第2項に規定する暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2条の規定を適用する。

- 3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例附則第2条第2項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条(第6条第3項において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

(栃木県公立学校職員の超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の支給に関する規則の一部改正)

- 4 栃木県公立学校職員の超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の支給に関する規則(平成7年栃木県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第6条 条例第11条の5第1項の教育委員会規則で定める手当は、次に掲げる手当とする。 (1) 初任給調整手当 <u>(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。以下同じ。)</u> (2)～(4) 略 2～4 略	第6条 条例第11条の5第1項の教育委員会規則で定める手当は、次に掲げる手当とする。 (1) 初任給調整手当 _____ (2)～(4) 略 2～4 略

(教育政策課)

○会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正

栃木県教育委員会規則第 号

会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月 日

栃木県教育委員会教育長 中 村 千 浩

会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年栃木県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第4条 略</p> <p><u>（第二種初任給調整手当に相当する報酬）</u></p> <p>第4条の2 <u>報酬が月額により定められる第1号職員に対する第二種初任給調整手当に相当する報酬の支給については、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例による。</u></p> <p>2 <u>報酬が日額又は時間額により定められる第1号職員に対する第二種初任給調整手当に相当する報酬の支給については、前項の第1号職員との権衡を考慮して教育委員会が定めるところによる。</u></p> <p>（期末手当及び勤勉手当を支給しない第1号職員）</p> <p>第9条 条例第4条第1項の教育委員会規則で定める第1号職員は、その者の任期が6月以上であり、かつ、1週間当たりの通常の勤務時間が<u>15時間30分以上</u>である第1号職員<u>以外の第1号職員とする。</u></p> <p>（第1号職員の期末手当及び勤勉手当の額）</p> <p>第10条 <u>報酬が月額により定められる第1号職員（以下この項において「第1号職員」という。）の期末手当及び勤勉手当の額は、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。ただし、第1号職員の期末手当及び勤勉手当に係る在職期間（給与条例第20条第2項に規定する在職期間をいう。第24条において同じ。）は、条例の適用を受ける第1号職員として在職した期間（教育委員会が定める期間に限る。）とするものとする。</u></p> <p>2 <u>報酬が日額又は時間額により定められる第1号職員の期末手当及び勤勉手当の額は、前項の第1号職員との権衡を考慮して教育委員会が定めるところにより算出した額とする。</u></p> <p>第12条 略</p>	<p>第4条 略</p> <p>（期末手当及び勤勉手当を支給しない第1号職員）</p> <p>第9条 条例第4条第1項の教育委員会規則で定める第1号職員は、その者の任期が6月以上であり、かつ、1週間当たりの通常の勤務時間が<u>30時間</u>以上である第1号職員（報酬が月額により定められるものに限る。）<u>以外の第1号職員とする。</u></p> <p>（第1号職員の期末手当及び勤勉手当の額）</p> <p>第10条 _____第1号職員</p> <p>の期末手当及び勤勉手当の額は、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。ただし、第1号職員の期末手当及び勤勉手当に係る在職期間（給与条例第20条第2項に規定する在職期間をいう。第24条において同じ。）は、条例の適用を受ける第1号職員として在職した期間（教育委員会が定める期間に限る。）とするものとする。</p> <p>第12条 略</p>

(第二種初任給調整手当)

第12条の2 第2号職員に対する第二種初任給調整手当（次項において「第二種初任給調整手当」という。）の支給については、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例による。

2 第二種初任給調整手当の額は、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。

(通勤手当)

第13条 第2号職員に対する通勤手当（以下この条において「通勤手当」という。）の支給については、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例による。ただし、通勤手当に係る支給単位期間（給与条例第12条第8項に規定する支給単位期間をいう_____。）は、1月とし、通勤手当の支給については、第2号職員として採用された日の属する月から開始するものとし、通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至った場合にあつては、その事実の生じた日の属する月から支給額を改定するものとする。

2 略

(通勤手当)

第13条 第2号職員に対する通勤手当（以下この条において「通勤手当」という。）の支給については、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例による。ただし、通勤手当に係る支給単位期間（給与条例第12条第7項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）は、1月とし、通勤手当の支給については、第2号職員として採用された日の属する月から開始するものとし、通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至った場合にあつては、その事実の生じた日の属する月から支給額を改定するものとする。

2 略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(教育政策課)